

#### ○保育を取り巻く状況

- ・平成28年以降少子化が急速に進行し、令和6年の出生数は過去最少の68万6173人となった。10年で30万人減少したことになる。
- ・令和8年2月26日に「令和7年(2025)人口動態統計(速報)」が公表された。外国人を含む出生数は10年連続で過去最少を更新し70万5,809人と示された。日本人出生数は67万人程度になるのではないかと推測される。一方で婚姻件数が2年連続で増加していることはわずかながら明るい兆しとも言える。
- ・そうした中、保育士確保は困難を極めている。令和8年1月時点での有効求人倍率は全職種平均が1.27倍であるところ、保育士は3.88倍となっている。引き続き処遇改善と魅力発信の対応が求められる。
- ・令和8年3月17日付で「社会福祉法人における入札契約の取扱いについて」が改正された。随意契約に係る基準金額が引き上げられ、各法人にとっては要件緩和に当たる。工事等計画している法人におかれては留意されたい。

#### ○こども政策の推進

- ・令和5年4月1日にこども基本法施行。
- ・令和5年12月にこども大綱とともに「はじめの100か月の育ちビジョン」閣議決定。
- ・以降これらに沿ってこども政策が進められている。
- ・令和7年4月25日こども家庭審議会に内閣総理大臣から諮問が為された。内容は「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について」である。これを受け、10月22日に保育専門委員会の第1回が文科省管轄の幼児教育WGと合同で開催された。第1回においては各団体からのヒアリングが行われ、全私保連も意見書提出とともに対応した。
- ・「学びに向かう力、人間性等の今後の整理イメージ」などが示され、本格的な議論が開始されている。内容の充実・改善の方向性として、「保育、幼児教育は「環境を通して行う」ことが基本」、「自発的な活動としての遊び」が資質・能力の育成につながる」といった文脈が示されている。
- ・三要領・指針の一層の整合を図るとされ第3回以降も合同合議が行われている。保育専門委員会には全国保育士会会長の北野久美先生が施設長個人の立場として参画している。
- ・令和7年9月25日中央教育審議会教育課程企画特別部会が論点整理として「次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方」を示している。「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白」と記述されるなど、これまでの学校教育から変化する兆候が感じられ、三要領・指針の一本化に期待が持たれる。
- ・こども性暴力防止法が令和6年6月26日に公布された。公布から2年6か月を超えない範囲(令和8年12月25日まで)で施行とされており、こども性暴力防止法施行準備検討会において作成されたガイドラインが公表された。[システムの構築など、本格実施に向け](#)

て準備が進められている。

- ・各施設においても G ビズ ID の取得や職員への周知、諸規程の整備など急ぎ進める必要がある。新規採用に向けた求人票への特記事項記載や職員誓約書などについても早めに着手しておくことが望ましい。

#### ○令和 8 年度予算

- ・令和 8 年度予算における公定価格・基準等の見直し事項が示された。主なものは 20 人定員で 15 人以下まで定員が落ち込んだ施設に対する加算、3 歳児配置の基準化（特例措置の時限化）、定員 21～40 人施設への調理員体制の充実が挙げられる。
- ・特別地域保育体制確保対応加算はかねてより全私保連で予算要望を行っていた、20 人定員で定員割れを起こしている施設への救済措置である。対象となる地域が限られているなど要件が課されているが、加算創設は大きな一歩であると考えている。
- ・定員 21～40 人施設への調理員体制の充実として、週 5 日・1 日 4 時間の非常勤を想定した費用が新たに算入された。定員 20 人施設は残念ながら対象となっていないので、この点は留意されたい。
- ・義務となっている安全計画の策定や実施に関し、行っていない施設に対する減算が新設された。減算額は 1350 円/月で、基本分単価から減額される。なお、根拠法例の差異により保育所の方が幼稚園・認定こども園に比べて高いハードルが課されていることに注意が必要。また、事業継続計画（BCP）との違いについてもわかりにくい面がある。比較表を参照されたい。
- ・障害児保育に関し、保育士のみなし特例が拡充された。理学療法士や作業療法士等専門職を 1 人に限り保育士とみなすことができるようになった。従事経験など条件が付いているため、運用にあたっては注意が必要。
- ・減算についてはもう一つ、経営情報等の報告を行っていない場合の減算も導入された。ここ de サーチに適切な情報が入力されていない場合、基本分単価から 5 %が減額される。報告期限を 3 か月以上過ぎると適用されるので、留意願いたい。
- ・ICT のランニングコストに係る部分について、新たな加算が創設された。ICT 活用の責任者を複数人のチームで置くこと、施設所在の自治体が国の保育業務施設管理プラットフォームに参加していることなど、今後運用に当たって調整が必要となるであろう要件がいくつか示されている。
- ・各種加算の要件については今後緩和や撤廃を求めていくこととなるが、加算が新設されること自体は大きなことである。新設加算そのものを否定するのではなく、不十分な点は継続して拡充を求めていくように考えるべき。

#### ○こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会

- ・従来の「子ども・子育て会議」の後継となる会議で、全私保連からは高谷常務理事が出席

している。日保協、全保協からもそれぞれ委員が出ている。

- ・ 3月18日に通算第14回が開催された。後述する給食の外部搬入や、付加的保育・付加的サービスについて、高谷常務理事からこどもまんなかの視点を失わないよう意見を述べた。内容詳細は全私保連ニュースを参照されたい。
- ・ 現在構造改革特区内の公立保育所・認定こども園でのみ認められている、満3歳未満児の給食外部搬入について、これを全国展開すること。すでに公立・私立とも全国展開されている満3歳以上児と同様の流れにならないよう、子どもの安全や食育等の視点から注視する必要がある。
- ・ これまでも一部施設で行われている保育料とは別に費用を徴収する活動について、「付加的保育」と「付加的サービス」に整理された。付加的保育は通常の保育に加えて実施されるものであり、保育所と保護者との契約によって成り立つ。対して付加的サービスは保育とは別枠の追加的サービスであり、保護者とサービス提供事業者との直接契約によって成り立つとされた。いずれも安全面や不参加児童への対応などについて留意事項が示されているので参照願いたい。
- ・ 改正労働施策総合推進法によりカスタマーハラスメント防止が進められることとなった。今後保育施設においてもガイドライン等整備されることとなるが、保育には顧客の概念が馴染まない面もある。整備にあたっては動向を注視するとともに必要に応じて意見を具申ししていく。